

第一號 學校に於ける社會教育施設（學校擴張） 狀況調査表 記

すでに専門学校時代の昭和二十一年七月、学校における社会教育施設状況調査が行われており、文部省からの依頼文とその回答案が保存されている。

昭和二十一年七月三十一日

文部省社會教育局長 佐藤 得二 印
官公私立大學高等專門學校長殿

社會教育振興のためかねてより學校施設の開放に關して種々御配慮中のことと存じますが之に關し貴校主催の下に特に今夏季休暇を利用しての御計畫がありましたら左記第一號様式により八月三十日迄に、又今後に於けるこの種の計畫實施の參考に資したく存じますので講座終了後なるべく早くその實施の結果を第二號様式により夫々御回報下さるやう御依頼申し上げます。

尙、又通信教授に對する各方面の要望も強く、之に關する社會教育施策の必要も痛感されますので、第三號様式により第一號様式と同じく八月三十日迄に御意見を承はり度く御依頼申し上げます。

	講座 名稱
	開設 場所
	開設日 時 若クハ 豫定日 同時
	開設 時間 數
	講義 題目
	講師 官職 氏名
	聴講者 ノ資格
	會費 額

備考 右實施要領並びに參考資料添付のこと

講座實施の結果に關する調査

學校名

出席率			聽者數			年齡	職業	教育程度	(一) 聽講者
女	男		女	男					
		科 目 別	三三三 十十十 以以以 上上上 下下下	三三三 十十十 以以以 上上上 下下下		年 職 業			
			名	名	農業				
			名	名	工業				
			名	名	商業				
			名	名	吏官公				
			名	名	員會社				
			名	名	教員				
			名	名	其他				
			名	名	校專 以上學				
				名	學中 校等				
				學國 校民					

講座開催日時及び講義時間数についての聴講者の意見	課目及び講師の選定についての聴講者の意見	質疑、討論等を通じて見られる聴講者の講義理解の程度	その他聴講者の感想	(二) 主催者	経費の内訳
--------------------------	----------------------	---------------------------	-----------	---------	-------

経営上特に不都合なり困難なりと感じた点	講座終了後に於ける聴講者に対する指導	その他主催者としての感想	第三 号 通信教授に関する調査 学校名 (一) 通信教授を実施する場合豫想される困難 左記項目中該当するところに説明を附して下さい 1. 経費 2. 紙 3. 印刷 4. テキスト編纂 5. 教授、講師の銓衡 6. その他
---------------------	--------------------	--------------	--

(二) 經營者は左記の中で何れが適當と思ひますか講義の内容を考慮し該當するところに○印をつけ簡単な理由を附して下さい		1. 官公署 2. 大學、専門學校當局 3. 卒業生有志乃至校友會 4. 學生有志乃至學友會 5. 各種組合（労働組合、教員組合 その他の産業組合） 6. 文化團體 7. 社會教育施設（圖書館、博物館等） 8. 放送局 9. 新聞社、乃至出版業者 10. 商工會議所乃至農業會 11. 政黨 12. その他	科目 理由
(三) どんな課目が最も要望されてゐると思ひますか又貴校でやるとすればどんな種類のものがよいと思ひますか該當するところ（括弧のある項はその中のもの）に○印をつけて下さい 1. 自然科学 2. 社會科學 } 適當な課目を御記入のこと 3. 文化的教養（哲學、宗教、歴史、文學、藝術、音樂等） 4. 職業技術（農業技術、電氣、機械、土木、建築、測量、製圖等の工業技術、商業簿記、通信技術等） 5. 語學（英語、佛蘭西語、露西亞語、獨逸語、支那語等） 6. 家事			

7. 公民教育 (四) 何れの方面から教授や講師を選定すべきだと思ひますか該當するところに○印をつけて下さい 1. 大學、専門學校教授 2. 新聞、雜誌等の言論機關關係者 3. 民間の有識、經驗者 4. その他	(五) 左の諸項につきご意見を御書き下さい 1. 通信回数（一月乃至一年に於ける） 2. 修了年限 3. 會費額 4. 會員の資格 5. 巡回指導の方法 6. ラヂオの利用 7. 修了證書及びその特典（例へば資格授與等） 8. その他	理由
---	--	-----------

(タイプ) (文部省往復公文書綴)

音教第二〇三號 發送八月十六日

昭和二十一年八月十五日起案

回答案

年 月 日

学 校 長

文部省社会教育局長佐藤得二宛

学校に於ける社会教育施設状況調査に関する件

第一二〇号を以つて御照會の件は左記の通り御回答いたします。

第一號 学校に於ける社会教育施設はありません。

第三號

通信教授に関する調査

(一) 通信教授を実施する場合豫想される困難

1. 経費——物價の高騰により資金困難である

2. 紙——楽譜印刷の爲めに用紙入手困難

3. 印刷——特種なる楽譜の爲め謄写も困難

4. テキストも右同様の原因により困難

(二) 専門学校當局が適當です。

理由、音楽一般、音楽教育等(に)關して權威あるものが必要。

8. 放送局——一般的なる爲め全國に普及するから。

音楽の特種性を考えればラヂオは適當である。

(三) 3. 文化的教養——音楽

(四) 1. 教授教師一般より。

3. 民間の有識者も含める。

(五) 1. 毎月一回乃至二回

2. 一ヶ年で修了

4. 音楽愛好者と音楽教育者に分ける。

5. 休暇を利用して巡回指導の必要がある。

6. ラヂオを充分利用する方が効果的である。

(手書き)

(「文部省往復公文書綴」)

通信教育講座の目的、概要に關して、「昭和二十六年年度概算要求書」の該当部分「通信教育講座規程」、「東京藝術大学通信教育講座要綱」を掲載する。

6. 音楽学部通信教育講座設置に要する経費

本学部に音楽通信教育講座を設置することとする。音楽の学習には理論面と技術面とあつて、その技術面の学習は通信教育による独学では相当困難を伴うものであるが、理論面では通信教育による独学でより綿密に、より効果的にすることが出来るものである。

本講座は直接に本学に収容指導することの出来ない幾多の本学入学志願者並に音楽愛好者に先ず音楽の理論面の指導をなし、また一方技術だけの指導しか受け得られない偏端な学習者に対して円満な音楽の研究に資しようとするものである。なお併せて地方の小学校、中学校、高等学校の音楽教育の資格向上に要する大学所定の音楽の専門学科課程及び音楽の教職課程の単位を授與せんとするものであつてその経費を要求する。

区 分	金 額	内 訳
経 常 費		
職員基本給	二、〇二四、五六八円	
職員俸給	一、二八七、三六〇	教授一人、講師一〇人、事務官一人、雇員四人、傭人二人、計一八人、一人七一、五二〇円
扶養手当	二七〇、〇〇〇	職員一人につき二五五、家族一人平均六、〇〇〇円
勤務地手当	四六七、二〇八	三割
職員手当	二五九、二〇〇	一週二時間 月額八〇〇円
非常勤職員手当	二五九、二〇〇	二七人
旅 費	二四八、九八〇	

5. 音楽学部通信教育講座設置に要する経費 A 通信教育講座概要 1. 目的 音楽の智識と技術を通信の方法によつて一般に公開普及すると共に地方音楽技術者の単位取得の機関たらしめることを目的とする。 2. 修業年限 二年とする。但し希望により三年に延長することが出来る。 3. 入学資格 本講座に入学出来る者は学校教育法第五十六條に規定された資格を有する者。 4. 学科目 音楽理論科、音楽史料、音楽教育科、演奏理論科の四科目とする。 5. 生徒定員 六、〇〇〇人（二期……学年に同じ……三、〇〇〇人）とする。 6. 教育方法 通信により教科書、学習指導書、課題解答の添削指導、質問等の方法による。 7. 学費 入学料 一〇〇円 授業料年額 一、二〇〇円

（謄写版・横書き）（昭和二十六年年度 概算関係資料綴）

東京芸術大学音楽学部通信教育部規程

昭和二十六年五月一日施行

第一条 本学音楽学部、教職員通信教育講座の事務を処理するため、通信教育部を置く。

第二条 通信教育部においては、次に掲げる事項を処理する。

1. 文書の接受発送に關すること
 2. 入学に關すること
 3. 添削、批評その他指導に關すること
 4. 考查に關すること
 5. 単位修得の認定に關すること
 6. 質問及び回答に關すること
 7. 学資の受入に關すること
 8. 教科書及び教材等の取扱に關すること
 9. その他教職員通信教育講座の事務に關すること
- 第三条 通信教育部に庶務係及び教務係を置く。
- 第四条 庶務係においては次の事務をつかさどる。
1. 文書の接受、発送及び保存に關すること
 2. 募集その他入学に關すること
 3. 単位修得の認定に關すること
 4. 質問及び回答に關すること
 5. 学費の受入に關すること
 6. その他通信教育部の所掌事務で、教務係の所掌に屬さない事務

第五条 教務係においては次の事務をつかさどる。

1. 入学者の決定に關すること
2. 報告書の添削指導に關すること

3. 成績の考查に關すること

4. 質問の回答に關すること

5. 補助教材の編集に關すること

6. 教職員通信教育講座の改善研究に關すること。

7. その他教職員通信教育講座の内容に關すること

第六条 通信教育部に、部長一人、庶務係主事一人、教務係主事一人及び部員若干人を置く。

2. 部長は、音楽学部長をもつてあて

3. 庶務係主事は、音楽学部事務長をもつてあて

4. 教務係主事は、教職員通信教育講座主任担当教官をもつてあて

5. 部員は、庶務係、教務係の職員及び教職員通信教育講座担当教官をもつてあて

第七条 教職員通信教育講座の運営に關し必要のあるときは、その担当教官その他の職員をもつて協議会を設けることができる。

(タイプ・横組) (大学関係規程集)

東京芸術大学
音楽学部 教職員通信教育講座要項

1. 目的

教育職員免許法施行規則第四十七条の規定により音楽に關する通信教育講座を開設し、音楽教育職員及び音楽教育職員にならうとする者に対し、教育職員免許法に定める教職に關する音楽科目の通信教育を行う。

2. 名称

東京芸術大学音楽学部教職員通信教育講座

3. 位置

本学音楽学部内におく。

4. 事務組織

本学音楽学部に通教育の事務を処理するために通信教育部を置き、庶務係及び教務係を置く。

5. 開設学科目及び単位

差当り教職に關する専門科目のうち次の科目を開講する。

(1) 音楽理論

1 和声学 三単位 2 楽式論 二単位

3 対位法 二単位 4 音楽史 三単位

5 音楽鑑賞法 二単位

(2) 声楽關係

1 ソルフエージ 二単位 2 発声法 二単位

3 唱歌法 二単位

(3) 器樂關係

1 ピアノ奏法 二単位 2 オルガン奏法 二単位

3 ヴァイオリン奏法 二単位

(4) 音楽教育

指導法原論 歌唱指導
器樂指導 創作指導 鑑賞指導 } 三単位

6. 履修方法

(1) 大学は教科書に研究手引を添えて受講者に送付する。

(2) 大学は研究課題を設けて回答を提出せしめ、回答には批評、

添削、採点を行い個人的直接指導の徹底を期する。

(3) 一期間(四ヶ月)の受講科目数は二科目以下とする。

(4) 大学は受講者に配布した教材について質問に答えるの外、一定の期間を定め(夏季、冬季、春季の休暇を利用)本学に於て教官が面接指導を行う。

7. 単位修得の認定

(1) 単位修得の認定は、大学が定めた研究課題を果した上で終末審査を受け、審査に合格した者に対して行う。但し声楽及び器楽関係受講者は、面接指導に出席し、その審査に合格しなければならない。

(2) 終末審査は年に三回本学音楽学部奏楽堂に於て行う。

(3) この通信教育は、教育職員免許法及び同施行規則による「免許法認定通信教育」であり、大学の学士号授与のための単位を授与するものではない。

8. 受講者数

五〇〇名

9. 募集は、毎年四月、八月、十二月に行い、五月、九月、一月にそれぞれ開講する。

10. 教員組織

この講座は、主として本学音楽学部の教官が担当するものとする。

11. 学 資

受講を許可された者は、一科目につき、五十円の受講料を納めなければならない。

12. 維持経営の方法

國費による。

13. 開設の時期

昭和二十六年五月一日

(タイプ・横組)
(「大学関係規程集」)

『学報』も「通信教育部」を紹介し、教員組織や学費などについて記している。

音楽学部通信教育部の設置について

音楽学部は四月一日附にて通信教育部が設置されました。部長一人庶務係主事一人教務係主事一人部員若干名で構成され部長は学部長庶務係主事は音楽学部事務長、教務主事は下總教授、事務室は一四室に置き活動を開始しました。

これまでに音楽学部同声会に於て行われて来た通信教育部とは別のものであり内容もいさゝか異り現職教員(小学校、中学校、高等学校)が現に持っている免許状より更に上級の免許状を得るための単位を与えるものであります。

年四回の募集を行い定員五〇〇名としてありますが教科書その他に於ては充分余裕もありますので申込まれただけの有資格者には全部受講許可されます。

学費も非常に安くそして短期間に単位が得られる有意な通信講座であります。設置されて唯産声をあげたばかりの事として世間にもあまり知れ渡つて居りませんから何卒職員各位におかれましても御

知合の方々に御勧誘方お願い致しますと同時に、この通信講座が益々盛に発展致します様に皆様の御鞭撻をお願いします。次に大体の要項を記し職員各位の御援助をお願いします。

- (一) 目的〔前掲資料中「1. 目的」と重複につき省略〕
- (二) 開設科目〔前掲資料中「5. 開設学科目及び単位」と重複につき省略〕
- (三) 履修方法〔前掲資料中「6. 履修方法」と同一につき省略〕
- (四) 単位修得の認定〔ここには前掲資料中「7. 単位修得の認定」のうち(1)項のみ記載されている〕

(五) 募集及開講

募集は毎年四月、八月、十二月に行い五月、九月、一月にそれぞれ開講するが放送授業とは自ら意味も違い教授のやり方が違うので一ヶ月位づれて申込んででも受講を許可する事もある。

(六) 教員組織

和声学	下 總 皖 一
楽式論	石 桁 眞 禮 生
対位法	池 内 友 次 郎
音楽史	加 藤 成 之
音楽鑑賞法	加 藤 成 之
ソルフェージュ	城 多 又 兵 衛
唱歌法	矢 田 部 勁 吉
唱歌法	浅 野 千 鶴 子
ピアノ奏法	川 上 き よ
ピアノ奏法	黒 沢 愛 子
オルガン奏法	秋 元 道 雄

オルガン奏法 眞 篠 俊 雄
ヴァイオリン奏法 兎 束 龍 夫

(七) 学 費

- 1. 受講料 一科目につき 五十円
- 2. 教育雑費 一単位につき 四十円
- 3. 其の他受講案内記載の教科書代及び研究手引(ガイドブック)代但しこれらの教科書は世上に知られているものなので教科書をすでに持っている者はガイドブック代丈(ごく低廉なもの)
- 4. 受講案内記載の教科書を持っていないものは教科書代(何れも百円前後)

(八) 教科書名

之はあまりに長い場所をとるので受講案内にて御承知願います。

「備 考」 附記

学内電話も最近取付けて頂ける筈です。

〔謄写版・手書き〕

〔東京芸術大学学報〕第二号 昭和二十六年五月十五日 八〇頁

まもなく科目が増加された。

科目増加について

音楽学部通信教育部

先に通信教育部は和声学、楽式論、対位法、音楽史、音楽鑑賞法、ソルフェージュ、発声法、唱歌法、ピアノ奏法、オルガン奏法、ヴァイオリン奏法を開講したが、去る五月九日宇都宮市に於て行われた通信教育部協議会席上にて文部省からは非音楽教育法を増設す

る様にとの意向で早速申請し開講した。教科内容は、

指導法原論

一単位

歌唱器楽創作指導

一単位

鑑賞指導

一単位

であり担当教官は下總統一教授である。(別表参照)(別表は下段)

(膳写版・手書き) (東京芸術大学学報) 第三号 昭和二十六年六月十五日 九
一〇頁)

「単位修得の認定」については、前掲の「東京芸術大学音楽学部教職員通信教育講座要項」中に、終末考查を「年に三回本学奏楽堂に於て行う」とされていたが、この件に関して早くも七月の教授会で取り上げられている。

音楽学部教授会議事録

日時 昭和二十六年七月五日(木) 午後二時

④「通信教育単位認定試験官について」

地方の受講者を東京へ集めること、又は教官が出張すること何れも困難なため、地方大学の教室を借り、適当な地方の教官に依頼し、試験を行うこととなり、人選は主任に一任結果は九月に報告する。

(膳写版・手書き)

受講生の中から大学の聴講生希望者が現れたため、聴講生制度が設置されたが、二年足らずで廃止された。この経緯について教授会議事録より関連部分を掲載する。

音楽学部通信教育部応募者数

(5月31日現在)

科 目	和 声 学		楽 式 論		対 位 法		音 楽 史		音 楽 鑑 賞 法		ソ ル フ ェ ー ジ		発 声 法		唱 歌 法		ピ ア ノ 奏 法		オル ガ ン 奏 法		ヴァイオリン奏法		教 育 論		歌 唱 器 楽		鑑 賞 指 導		小 計		総 計	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		
生徒数	一五	一三	一	四	四	四				四	三	七	一三	二				四	七	五	一									四〇	四七	八七

之を更に都道府県別にすると、

北海道	秋田	福島	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	長野	愛知	兵庫	山口	愛媛	福岡	大分	計
一	二	一〇	二	六	六	七	二四	一一	二	一	二	七	二	二	二	八七

音楽学部教授会議事録

日時 昭和二十六年十二月六日（木）正午於会議室

⑧「聴講生について」通信教育受講生で聴講生希望が7人あるが教務委員会で選考することに決定

（教授会記録 その一 昭和二十二年二十八号）

（謄写版・手書き）

音楽学部教授会議事録（臨時）

日時 昭和二十七年四月十四日（木）午後一時

⑨「通信教育の聴講生について」大学の聴講生とするが一月一回日曜日の面接指導を行い一単位十五時間の三分の一をこの面接に出席したものに対し単位を与える。

許可、不許可は通信部に一任することに決定。

通信の三期生試験の結果報告審議があった。

（手書き）

（教授会記録 その一 昭和二十二年二十八号）

音楽学部教授会議事録

日時 昭和二十九年一月二十二日（木）午後一時 於会議室

「通信教育の聴講生制度」この制度は今後やめる。

（手書き）

（教授会記録 その一 昭和二十二年二十八号）

昭和二十七年年度には、新聞広告料や面接指導にかかる費用を次のよう
な理由を付して概算要求に計上している。

理由

音楽学部の教職員通信教育は昭和二十六年より開始して現在実

施中であるが、音楽の通信教育は他の一般大学の教育又は学芸学部
の通信教育とは大いに異なり、その地域が全国に亘るのでこの
周知徹底には各県の教育委員会又は各学校に依頼すると共に新聞
による宣傳広告も是非共必要であるため特に広告料を要し、又本
通信教育の面接指導は全国を八地区に区分し受講生を一定期間そ
の地区に集め指導する関係上多数の経費を必要とするものである。

（謄写版・手書き）（昭和二十七年年度 概算関係書類綴）

通信教育講座は、文部省の「現職教育五カ年計画」の完了とともに、
廃止されることとなる。

芸術庶第二二一号

昭和三十四年五月二十五日

庶務係長 殿

庶務課長 中村正義 叩

東京芸術大学音楽学部教職員通信教育

講座要項の廃止について

このことについて、別紙のとおり廃止になったので、お知らせし
ます。

東京芸術大学音楽学部通信教育講座要項を廃止する規則を制定す
る。

昭和三十四年五月二十二日

東京芸術大学長 上野直昭

東京芸術大学音楽学部通信教育講座要項を
廃止する規則

付 則

この規則は昭和三十四年四月一日から施行する。

(タイプ)
(大学関係規程集)

東京芸術大学音楽学部教職員通信教育講座要項(昭和二十六年五月一日施行)を廃止する。

付 則

この規則は昭和三十四年四月一日から施行する。

芸術庶第二二二二号

昭和三十四年五月二十五日

庶務課長 中村正義印

庶務係長 殿

東京芸術大学音楽学部通信教育部規程の

廃止について

このことについて、別紙のとおり廃止になったので、お知らせします。

東京芸術大学音楽学部通信教育部規程を廃止する規則を制定する。

昭和三十四年五月二十二日

東京芸術大学長 上野直昭

東京芸術大学音楽学部通信教育部規程を

廃止する規則

東京芸術大学音楽学部通信教育部規程(昭和二十六年五月一日施行)を廃止する。

(制定要旨)

文部省から委任されて昭和二十六年以来現職教育講座(音楽)を開設し、さらに文部省において昭和二十九年年度から「現職教育五ヶ年計画」を実施、本学はこれに基き現職教育(教職員通信教育講座単位修得試験)を行ってきたが、昭和三十三年度をもつて完了した。よつて上記規程を廃止するものである。

(庶務課総務係)

(横組)『東京芸術大学学報』第六十四号 昭和三十四年六月十五日 一頁